

監 査 監 第 273号  
平成20年5月21日

さいたま市長 相川 宗一 様  
さいたま市議会議長 青羽 健仁 様

さいたま市監査委員 中 村 正 彦  
同 矢 部 謙 二  
同 武 笠 光 明  
同 高 橋 勝 頼

指定管理者監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査(公の施設の指定管理者監査)を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

# 指定管理者監査結果報告書

## 1 監査対象

### (1) 都市局 都市計画部 都市公園課

北部都市・公園管理事務所 管理課

南部都市・公園管理事務所 管理課

### (2) 財団法人さいたま市公園緑地協会

ア 岩槻諏訪公園

イ 岩槻文化公園

ウ 川通公園

エ 岩槻温水プール

オ 下落合プール

カ 与野中央公園

キ 八王子公園

## 2 監査期間

平成20年1月9日から平成20年4月8日まで

## 3 監査事項

指定管理経費に係る出納その他の事務について（平成18年度及び必要に応じて他の年度）

## 4 監査方法

監査に当たっては、指定管理経費に係る管理及び会計経理等が適正に執行されているか否かについて、都市局都市計画部都市公園課、北部都市・公園管理事務所管理課及び南部都市・公園管理事務所管理課の職員並びに財団法人さいたま市公園緑地協会の職員から管理等の内容について説明を聴取するとともに、協定書、報告書及び抽出による関係諸帳簿、証書類等の調査を実施した。併せて、現地調査も行った。

## 5 監査対象施設の概要

### (1) 岩槻諏訪公園

ア 所在地 さいたま市岩槻区諏訪4 - 4

イ 面積 2.16 ha

ウ 開設 昭和46年12月

エ 主な施設 一般競技場1面（少年サッカー、フットサル、グラウンドゴ

ルフ) 遊具広場

(2) 岩槻文化公園

- ア 所在地 さいたま市岩槻区大字村国 2 2 9  
イ 面積 12.10 ha  
ウ 開設 昭和 63 年 1 1 月  
エ 主な施設 体育館(多目的室、武道場、弓道場、卓球場、トレーニング室、研修室、和室)、陸上競技場(400mトラック 6 コース、フィールド野芝張り)、テニスコート(砂入り人工芝 5 面)、多目的広場(少年サッカー 2 面)、遊具広場

(3) 川通公園

- ア 所在地 さいたま市岩槻区大字長宮 8 2 5 - 5  
イ 面積 3.90 ha  
ウ 開設 平成 15 年 6 月  
エ 主な施設 野球場(磁気反転式スコアボード、会議室)、遊具広場

(4) 岩槻温水プール

- ア 所在地 さいたま市岩槻区本丸 3 - 1 7 - 2  
イ 面積 0.27 ha  
ウ 開設 平成 2 年 7 月  
エ 主な施設 屋内プール(一般用 25m × 17m 8 コース、幼児用 63 m<sup>2</sup>変形、観覧席、談話室)

(5) 下落合プール

- ア 所在地 さいたま市中央区下落合 5 - 1 1 - 1 0  
イ 面積 0.57 ha  
ウ 開設 昭和 47 年 4 月  
エ 主な施設 プール(屋内プール 25m × 12m 6 コース、屋外プール 50m × 15m 7 コース、屋外児童プール 15m × 8m だ円形)

(6) 与野中央公園

- ア 所在地 さいたま市中央区新中里 4 丁目地内  
イ 面積 1.38 ha  
ウ 開設 昭和 62 年 4 月  
エ 主な施設 テニスコート(砂入り人工芝 4 面)

(7) 八王子公園

ア 所在地 さいたま市中央区八王子4丁目地内

イ 面積 3.76ha

ウ 開設 昭和63年3月

エ 主な施設 野球場(1面)、テニスコート(クレ-2面)、多目的広場、遊具広場

6 指定管理業務の範囲

- (1) 管理施設等の維持管理に関する業務
- (2) 行為の許可に関する業務
- (3) 公園施設の利用の許可に関する業務
- (4) 利用料金の徴収に関する業務
- (5) その他、さいたま市が特に必要と認める業務

7 指定の期間

平成18年4月1日から平成22年3月31日まで

8 監査結果

監査結果については、おおむね適正に行われているものと認められたが、改善を要すると認められた事項については、指定管理者に対する指導を含め適切な措置を講じられるよう要望する。

(1) 都市局 都市計画部 都市公園課

北部都市・公園管理事務所 管理課

南部都市・公園管理事務所 管理課

指定管理者の指定、協定の締結、管理経費の算定、支出手続き及び団体に対する指導監督等について、関係書類等を調査した結果、おおむね適正に行われていた。しかし、事務の一部に次のとおり適正な事務執行等を要する事項が見受けられた。

ア 事業報告書の点検について、月次、四半期、年次のそれぞれの報告書に基づき点検が行われていたが、管理経費の収支状況における計上額の確認が十分ではなかった。(北部都市・公園管理事務所 管理課)

(2) 財団法人さいたま市公園緑地協会

法令、協定等に準拠した公の施設の管理、施設の利用促進及び収支会計経理等について、関係書類等を調査した結果、おおむね適正に行われていた。しかし、事務の一部に次のとおり適正な事務執行等を要する事項が見受けら

れた。

ア 事業報告書における管理経費の収支状況において、維持管理費では、他の指定管理者グループで一括して処理されたものがあった。また、同じく維持管理費及び通信運搬費では、当該経費として計上すべきところ、他の指定管理者グループの経費として処理されたものがあった。

イ 財団法人さいたま市公園緑地協会の南部管理事務所において、プール用つり銭、公園用つり銭が金庫で保管されていたが、金庫のダイヤルは番号が合った状態で固定されており、金庫の鍵は鍵の掛けられていない机に保管されていた。

なお、公の施設を指定管理するに当たっては、指定管理業務の透明性の確保に努めるとともに、常に総体的な業務状況の把握に留意されたい。特に、指定管理業務に係る会計経理区分などを明確化し、地域福祉の一層の増進を図られたい。

また、事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指示を行った。